

消費税率引上げに伴う対応

平成30年12月20日
茂木議員提出資料

「消費税率引上げに伴う対応」の概要

基本的考え方

消費税率については、法律で定められたとおり、2019年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定
 前回の3%引上げ時の経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、全力で対応
 臨時・特別の措置を講ずる2019・2020年度予算を通じて、各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせ、全体としての財政規律を堅持
 各措置の目的を明確化

未来及び経済構造改革に資する観点も十分踏まえて対応

○消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすい広報の実施

消費税率引上げによる影響と対応

今回の消費税率引上げによる経済への影響は、幼児教育無償化等の措置により**2兆円程度**に抑えられる。
 これに対し、新たな対策として**2.3兆円程度**を措置。経済への影響を十二分に乗り越える対策とする。

消費税率の引上げの影響	負担増	負担軽減
消費税率の引上げによる負担増が国・地方で+5.7兆円程度(1%当たり287兆円程度)	5.7兆円程度	-
軽減税率制度の実施	-	1.1兆円程度
昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保	0.6兆円程度	-

5.2兆円程度
の負担増

幼児教育の無償化、社会保障の充実による支援	受益増
幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等	2.8兆円程度
消費税負担増に対する診療報酬等による補てん等	0.4兆円程度

3.2兆円程度
の受益増

経済への影響を
2兆円程度に抑制

消費税率引上げに対応した新たな対策	予算規模等
臨時・特別の予算措置 ポイント還元、プレミアム付商品券、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度、 防災・減災、国土強靱化 等	2兆円程度 (国費)
税制上の支援 住宅ローン減税の拡充、自動車の取得時及び保有時の税負担の軽減	0.3兆円程度 (減税)

2.3兆円
程度の措置

2.3兆円程度
の措置
経済への影響を十二
分に乗り越える対策

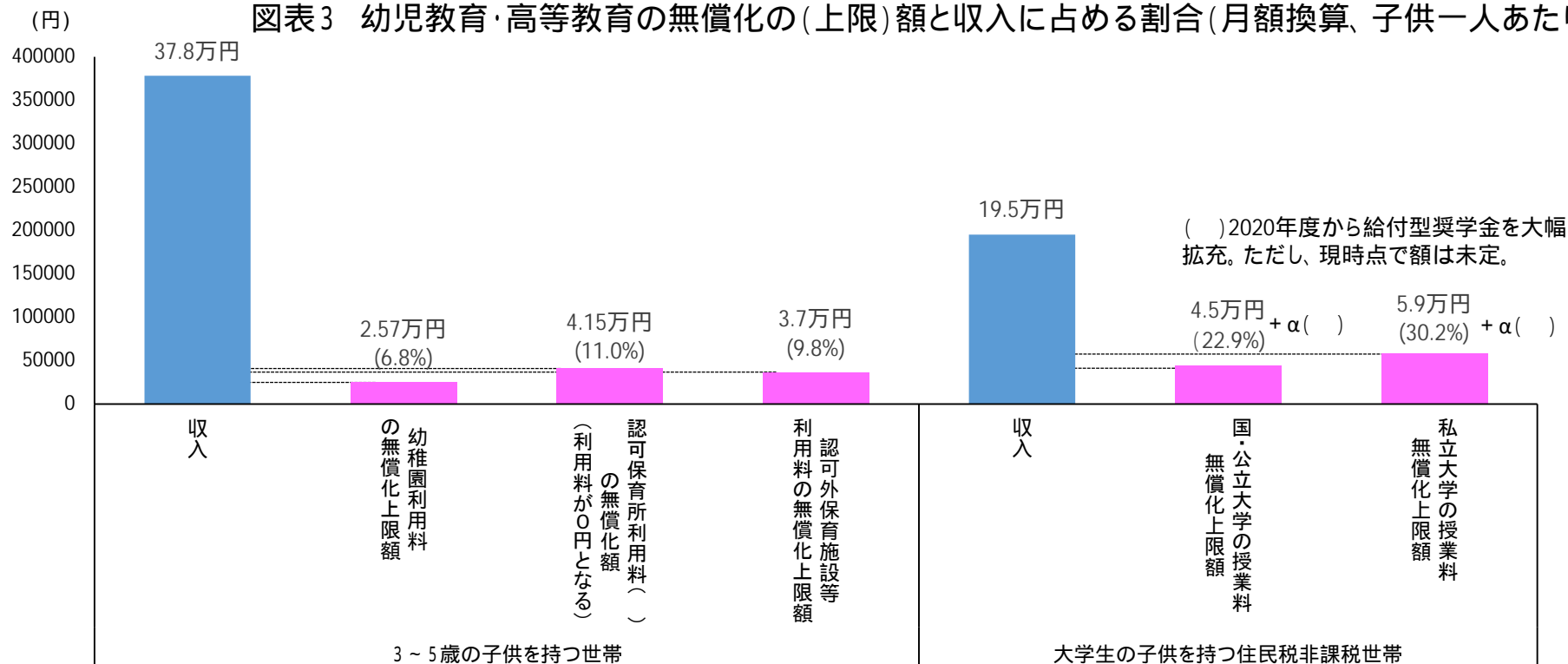
「消費税率引上げに伴う対応」の予算・税制措置等

	措置の種類	平成31年度 予算額(国費) ^(注1)	減税見込額 (平年度) ^(注1)
1. 幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等	予算(恒久措置)	7,157億円 ^(注2)	—
2. 軽減税率制度の実施	税制(恒久措置)	—	1.1兆円程度 ^(注3)
3. 低所得者・子育て世帯(0~2歳児)向けプレミアム付商品券 ^(注4) ・2019年10月から2020年3月までの間に使用できるプレミアム付商品券を発行・販売(一人当たり2万5千円(5千円のプレミアム)、分割購入可)。額面は小口(例:500円)に設定	予算(臨時・特別の措置)	1,723億円	—
4. 耐久消費財(自動車・住宅)の購入者に対する税制・予算措置			
(1) 自動車の購入者に対する税制措置			
○自動車税の引下げ ・消費税率引上げ後に購入した新車から自動車税を恒久的に減税(1,000円~4,500円/年)	税制(恒久措置)	—	1,320億円程度 ^(注5)
○環境性能割の臨時的軽減 ・自動車の取得時の負担感を緩和するため、1年に限り環境性能割の税率を1%分軽減	税制(時限措置)	—	500億円程度 ^(注6)
(2) 住宅の購入者等に対する税制・予算措置			
○住宅ローン減税の対象期間の延長 ・減税対象期間を10年から3年間延長し、その期間で最大、建物購入価格の消費税2%分を減税(2019年10月1日~2020年12月31日)	税制(時限措置)	—	1,140億円程度
○すまい給付金・次世代住宅ポイント制度 ・住宅ローン減税の効果が限定的な所得層に対するすまい給付金は、対象となる所得階層を拡充(収入目安510万円以下 775万円以下)し、給付額も最大30万円から50万円に引上げ(2019年10月1日~2021年12月31日) ・一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する新築・リフォームに対し、様々な商品等と交換できるポイントを発行(2019年10月1日~2020年3月31日)	予算(臨時・特別の措置)	2,085億円	—
5. 消費税率の引上げに伴う柔軟な価格設定(ガイドライン)	その他	—	—
6. 中小・小規模事業者に関する消費者へのポイント還元支援 ・消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗は5%、フランチャイズチェーン加盟店は2%を消費者に還元	予算(臨時・特別の措置)	2,798億円	—
7. マイナンバーカードを活用した消費活性化の準備経費 ・上記「ポイント還元」終了後、期限を区切って自治体ポイントに国の負担でプレミアムを付与(2019年度はシステム改修費等の準備経費を計上)	予算(臨時・特別の措置)	119億円	—
8. 商店街活性化 ・インバウンドや観光といった新たな需要の取り込みに向けた商店街におけるWi-Fi設備や地域資源を活用した取組等に対して支援	予算(臨時・特別の措置)	50億円	—
9. 防災・減災、国土強靱化 ・重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を2018年度から2020年度までの3年間で集中的に実施(事業規模おおむね7兆円程度、国費3兆円台半ば)	予算(臨時・特別の措置)	1兆3,475億円	—

(注1) 計数精査中(注2) 満年度時は2.8兆円程度(公費ベース)(注3) 昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保(0.6兆円程度)(注4) その他、未婚の児童扶養手当受給者に対し、2019年度において1.75万円を支給(30億円)
(注5) 別途、自動車関係の租特等の見直しによる財源確保(550億円程度)(注6) 自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されることに伴い、別途、消費税率の引上げの直前と比べ負担軽減(270億円程度)

- 1 来年10月の消費税率引上げを乗り越えるため、以下の点を含め、消費税を財源とした教育無償化やその家計への影響について、国民に周知すべき。
- 3～5歳の子供を持つ世帯で平均的な収入の場合、その約7%～11%程度を占める利用料が無償化
 - 大学生を抱える住民税非課税世帯では収入の約23%～30%にあたる額を大学の授業料無償化として支援するほか、給付型奨学金を大幅に拡充

図表3 幼児教育・高等教育の無償化の(上限)額と収入に占める割合(月額換算、子供一人あたり)



(備考)「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針2018)」、総務省「平成26年全国消費実態調査」、文部科学省「子どもの学習費調査 - 平成28年度 - 」等より作成。保育所費用・幼稚園費用の無償化上限額は「骨太方針2018」による。国・公・私立大学の授業料無償化上限額は文科省「国公立大学の授業料等の推移」をそれぞれ月額換算したものから算出。

「住民税非課税世帯」の収入は「骨太方針2018」中にある住民税非課税世帯(年収270万円未満)の年収270万円を月額換算したものから「平成26年全国消費実態調査」を基に税や社会保険料等の支払いを除いた可処分所得に補正したもの。3～5歳の子供を持つ世帯の収入は「平成26年全国消費実態調査」の「夫婦と子供が二人の世帯のうち、長子が3～6歳の未就学児の世帯」の1ヵ月当たりの可処分所得。

本資料に示された無償化額はあくまで一例であり、多子軽減、ひとり親家庭等の要因や、地方単独補助による保育料の減免等により変動する。

また、認定こども園や、いわゆる障害児通園施設等、本資料に示された施設以外についても無償化を実施することとしている。

() 3～5歳の子供を持つ世帯の保育所利用料は、「平成26年全国消費実態調査」の平均年間収入(609万円)に基づき算出。